

指 示

平成23年4月22日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県のうち、平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）並びに平成23年4月22日付けで設定した計画的避難区域及び緊急時避難準備区域においては、平成23年産の稲の作付けを控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

公 示

平成23年4月22日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域）並びに平成23年4月22日付けで設定した計画的避難区域及び緊急時避難準備区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分
	発生場所 福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	平成23年産の稲の作付けを差し控えるようにすること。